



2026 年 7 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社プレシヤスパートナーズ
(コード番号 501A TOKYO PRO Market、Fukuoka PRO Market)
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 高崎 誠司
問 合 せ 先 取締役 CFO 田中 新也
T E L 03-6911-0333
U R L <https://www.p-partners.co.jp/>

臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催並びに
付議議案（定款の一部変更並びに会計監査人の選任）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます）の招集のための基準日設定及び本臨時株主総会の開催並びに本臨時株主総会の付議議案について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 臨時株主総会に係る基準日について

臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026 年 8 月 17 日（月）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基 準 日 2026 年 8 月 17 日（月）
- (2) 公 告 日 2026 年 7 月 28 日（火）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<https://www.p-partners.co.jp/>

2. 臨時株主総会の開催日及び付議議案について

- (1) 開催日時 2026 年 9 月 15 日（火）午前 11 時
- (2) 開催場所 2026 年 8 月末送付予定の臨時株主総会招集ご通知をご確認ください。
- (3) 付議議案 第 1 号議案 定款の一部変更の件
第 2 号議案 会計監査人の選任の件

3. 定款の一部変更

(1) 本定款変更の理由

当社の監査体制の一層の強化を図るため、会計監査人設置会社へ移行し、会計監査人が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結することができる規定を新設するものであります。なお、変更案第 33 条につきましては、監査役の同意を得ております。

(2) 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
第1条～第3条 (省略) (機関構成) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 (新設)	第1条～第3条 (現行どおり) (機関構成) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 <u>3. 会計監査人</u>
第5条～第32条 (省略) (新設) (新設)	第5条～第32条 (現行どおり) <u>第6章 会計監査人</u> (会計監査人の責任限定契約) <u>第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第 <u>6</u> 章 計 算	第 <u>7</u> 章 計 算
第 <u>33</u> 条～第 <u>36</u> 条 (省略)	第 <u>34</u> 条～第 <u>37</u> 条 (現行どおり)

(3) 日程

定款変更のための臨時株主総会開催予定日 2026年9月15日

定款変更の効力発生日予定 2026年9月15日

4. 会計監査人の選任の件

(1) 会計監査人選任の理由

当社は、現在、監査法人コスモスにより、東京証券取引所及び福岡証券取引所の規則に基づいて監査を受けておりますが、監査体制の強化を図り計算書類等の正確性を確保することを目的に会計監査人設置会社に移行することに伴い、会計監査人を選任するものであります。

なお、本件は、上記「定款一部変更の件」が2026年9月15日開催予定の臨時株主総会において承認可決されることを条件としております。

(2) 会計監査人候補者の名称等

(1) 名称	監査法人コスモス
(2) 所在地	愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目3番18号
(3) 沿革	1988年6月 設立 2005年6月 PrimeGlobal 加盟 2007年5月 上場会社監査事務所登録 2025年1月 上場会社等監査人名簿へ登録
(4) 概要	在籍人員 (2026年3月31日現在) 代表社員 5名 社員 6名 公認会計士 78名 (非常勤を含む) 試験合格者 16名

(3) 候補者として選定した理由

当社の事業規模及び業務内容に照らし、適切な品質管理体制及び監査体制を有していること、並びに独立性及び専門性が確保されていること等を総合的に勘案した結果、同監査法人が当社の会計監査人として適任であり、また、同監査法人は金融商品取引所の規則に基づく当社の監査を実施しており、当社の事業内容及び会計処理について深く精通していることから、引き続き会社法上の会計監査人として監査業務を委嘱することが、監査の連続性、実効性及び効率性の観点からも最適であると判断したためであります。

(4) 就任する会計監査人の就任予定日

2026年9月15日 (臨時株主総会開催予定日)

以上